

# 厚生文教常任委員会

平成29年12月18日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年12月18日（月） 午前9時30分 開会  
午後2時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚  
副委員長 内野 悦子  
委員 杉本 訓規  
" 梨本 洪珪  
" 奥本 佳史  
" 谷原 一安  
" 藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 吉村 優子  
議員 吉村 始  
" 川村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古 和彦  
副市長 松山 善之  
教育長 杉澤 茂二  
市民生活部長 松村 昇道  
市民生活部理事兼  
クンセンター所長 木村 喜哉  
市民窓口課長 吉川 正人  
" 補佐 新澤 明子  
保険課長 森本 美起代  
" 補佐 油谷 知之  
環境課長 吉村 泰祐  
" 補佐 竹内 和代  
保健福祉部長 巽 重人  
社会福祉課長 東 錦也  
" 補佐 西川 賢

〃	補佐	田 中 美 菜
子育て福祉課長		松 浦 幸 恵
〃	補佐	新 澤 健 嗣
〃	補佐	白 澤 良 枝
長寿福祉課長兼		
いきいきセンター所長		森 井 敏 英
いきいきセンター課長補佐		上 田 みゆき
健康増進課長		西 川 佳 伸
〃	主幹	中 井 浩 子
教育部長		和 田 正 彦
教育総務課長		吉 井 忠
〃	補佐	吉 田 和 裕
学校教育課長		柏 井 英 洋
〃	補佐	吉 川 勝
学校給食センター所長		西 川 博 史
図書館長		辻 本 卓 身
上下水道部長		西 口 昌 治
水道課長		福 森 伸 好
〃	補佐	西 川 康 光
下水道課長		井 邑 陽 一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		中 井 孝 明
書記		吉 田 賢 二
〃		山 岡 晋
〃		吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第74号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について

議第75号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第76号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第77号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第78号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第79号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第80号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第81号 平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

- 議第86号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第87号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第88号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第89号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決  
について
- 議第90号 平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日、寒い中、早朝より皆さんご出席いただきまして、ありがとうございます。本会議で付託されました議案を慎重審議してもらいたいと思います。どうかよろしくご協力のほどをお願いいたしまして、開催の挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の出席は、吉村始議員と川村優子議員でございます。よろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** おはようございます。市民生活部の松村でございます。よろしくお願い致します。

それでは、議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）のご説明を申し上げます。補正予算書1ページの方をごらんください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億305万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億6,891万9,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております本委員会に関する部分のみをご説明申し上げます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。11ページの方をお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費といたしまして、23節償還金利子及び割引料では3万7,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきましては、23節償還金利子及び割引料では43万7,000円の追加、28節繰出金では1,226万9,000円の追加でございます。4目障害福祉費といたしまして、13節委託料では142万6,000円の追加、23節償還金利子及び割引料では107万6,000円の追加でございます。5目老人福祉費といたしまして、23節償還金利子及び割引料では165万3,000円の追加、28節繰出金では67万7,000円の追加でございます。7目いきいきセンター管理運営費におきましては、11節需要費では45万5,000円の追加でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。23節償還金利子及び割引料では279万5,000円の追加です。15ページの方に移りまして、6目地域子育て支援センター事業費といたしまして、7節賃金では160万6,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、3款民生費、4項生活保護費、1目生活保護総務費といたしま

して、23節償還金利子及び割引料では11万7,000円の追加、2目扶助費では、23節償還金利子及び割引料3,633万円の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では82万1,000円の追加でございます。

続きまして、飛びます。23ページの方をお願いいたします。6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費といたしまして、28節繰出金では55万1,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費といたしまして、28節繰出金では166万7,000円の追加でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費といたしまして、13節委託料では2,500万円の追加、23節償還金利子及び割引料では235万2,000円の追加でございます。

5項社会教育費、7目図書館費でございます。図書館費といたしまして、14節使用料及び賃借料では191万8,000円の減額でございます。

続きまして、歳入の方に移らせていただきます。7ページの方をお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では71万3,000円の追加でございます。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では2,608万円の追加、めくっていただきまして、4目雑入、2節雑入では919万1,000円の追加でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** おはようございます。杉本でございます。よろしくお願いいたします。

8款教育費の2,500万円なんですけども、これは磐城幼稚園の設計とお聞きしてますけども、この全体構想図ですか。青写真的な、以前から問題になっていた平屋であるとか、仮園舎をつくるであるとか、そういったことはもう上がっているのでしょうか。お聞かせ願えますか。

**西井委員長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

改めまして、まだ、今回の設計委託料の補正をお願いするに当たりまして、この設計を出させていただいた中で、改めて全体計画図を出させていただこうと現在のところ考えているところでございます。また、あわせまして、学童保育所の方が今年実施設計を出されまして、それが今現在、煮詰められているところでございます。その結果をまた協議しながら、今回、この設計委託料の中で全体計画を見させていただこうというように考えているところでございます。

今、手元に、パネルが見にくうございますが、現状の図面を持ってこさせていただきますので、簡単に現状の図面の方を説明させていただきたい……。

(発言する者あり)

**和田教育部長** 敷地の姿図です。これが現在の磐城小学校区全体の図面ということになっております。今回、この部分が磐城小学校附属幼稚園という敷地になります。今、設計を進められております磐城学童保育所の方でございますが、旧学校給食センターの敷地並びに磐城校区児童館の周辺で今現在設計を煮詰められているところでございますが、これと協議をしながら、現在の幼稚園の敷地の中で、今回、幼稚園の設計をさせていただこうというように考えているところでございます。今後、こちらの学童保育所とその他の協議をさせていただきながら、建物の位置なり人の動線、そういったことを考えながら、こちらの幼稚園の方をこれから設計を見させていただこうというように考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 今のパネルではこっちの方は見えないので、資料として配付できませんか。

**和田教育部長** そうしたら、お手元に小さなA4の図面を持っておりますので、またそれをコピーさせていただきます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時40分

再 開 午前9時51分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

教育部長から図面を提出してもらったことについて、詳しくもう一度説明をお願いいたします。

和田部長。

**和田教育部長** 改めまして、教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今お配りさせていただきました図面の方、いただきましたご質問に対して、まず一番上の位置図をご説明させていただきます。このパネルの方でございますが、現在の磐城小学校・幼稚園周辺一帯の位置関係を示す図面でございます。まず左上、北西の方からご説明させていただきますと、まず左上の方に葛城市の旧當麻学校給食センターの建物及び配送車、車庫等を含む敷地の方が左上の方でございます。この建物は、新たに葛城市学校給食センターが稼働しておりますので、現在は使用していない、そういった状況でございます。旧学校給食センターの右側の方でございますが、磐城校区の児童館が現在ございます。児童福祉法第40条に基づきます児童厚生施設ということでございます。

その次に、その右側でございますが、磐城校区児童館の東の敷地が磐城小学校附属幼稚園の敷地ということになっております。磐城幼稚園の敷地内の方でございますが、北園舎、西園舎、それから南園舎と大きくは3つの棟がございまして、それぞれ開放廊下によって現在はつながれているという状況でございます。その下、これが磐城小学校の敷地でございます。こちらの方は、大きくは4棟の校舎と体育館、プール等でございます。これが現状の姿図ということになります。

今回ご質問の、2,500万円の設計委託料の補正を出させていただいたところでございますが、今現在、先ほど申しました左上の旧當麻給食センターの敷地並びにその周辺ということ

で、学童保育所の方の建替えの実施設計が現在行われているところでございます。そちらの方とこれまで連携をしながらいろいろ協議をさせていただいた中で、学童保育所の方の設計というところの状況を見ながら、まず今回の幼稚園の設計委託料の方とあわせまして、全体の計画図なりそういった姿図を今後出させていただけたらというように考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 僕も今これを初めて見たのでよくわからないんですけども、結局、前から話し合われている、平屋なのかとか、仮園舎をつくる、つくらないという話というのは、そういうことはまだわからないという状況でしょうか。

**西井委員長** 和田教育部長。

**和田教育部長** この見直し理由はさまざまございます。その中で、今回この設計委託をさせていただいた中で、前回、この実施設計の方でございまして、平成27年12月補正予算でご承認いただきまして、平成28年11月に実施設計の方ができ上がっております。今回その設計内容を改めて精査いたしました結果、何点か疑問点の方が出てまいりました。改めてそれを見直そうということで、一旦その設計を棚上げさせていただいたという状況でございまして、今回、実施設計を出させていただいた上で、前回そうしたいろいろ出ました疑問点の方を解消しながら、実施設計に移らせていただきたいというように考えているところでございます。見直さなければならないと考えた理由の方でございまして、まず1点が、職員室から全ての保育室が見えない。前回の設計図の方をお手元に配らせていただいておりますが、この中で、まず、職員室から全ての保育室が見えない。また、2階建てでは園児が階段を上りおりするという危険がある。あと、一部の保育室が外廊下になっていない。また、工事中フェンスに囲まれ運動場が狭くなる、なくなるといったこと。最終的には、一度建築いたしますと30年から40年長い間、今後これから使っていくものであるということから、園児のことを第一に考え、総合的に判断いたしまして、改めて設計を見直そうということになったわけでございます。今後、この設計委託料の中でこういったことをどれだけ解消できるか、そういった方向で設計の方を検討していきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** この時期に上がってくるということは、市長も急いでやろうとされてるのはわかるんですけども、今話されたことも今初めて聞きますし、ある程度全体像が見えない限りはどういうことが行われるかもわからないですし、前の設計料をなくして今回、新たに設計をやり直すので、慎重にいかなければならないと思いますけども、別にとめるわけでもないんですけども、やはりここにおられる方々も今初めて見られて、どういうふうになっていくのか。あと、補助金の問題とか、そういう仕様書みたいなのをつけて、しっかりとこの予算について考えるべきだと私は考えております。特にとめるわけでもないの、あくまで反対するとかいう意味ではないんですけども、附帯決議で僕は賛成の立場に行けるようにしていただきたい

す。よろしく申し上げます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** 委員ご指摘の点にお答えだけさせていただきたいと思います。

今回2,500万円の設計料を上げておりますので、その中で計画を上げていくということでございます。こちらに出させていただきます資料は、前回の設計の中で、これでは問題がありますということで出てきた設計図を一応添付させていただいているわけでございます。一体的なエリアの設計につきましては、今回2,500万円を上げておりますので、そちらの方で検討していくということですので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、わかりにくいかと思えますけれども、前回の見直しといいますか、件に当たりまして、議会の方には資料を提供しております。10月の改選がございましたので、今回新たに議員になられました皆さん方には初めてごらんになる資料かもわかりませんが、議会の方には過去に行政の方から資料を提供させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。日本共産党の谷原と申します。これから厚生文教常任委員会でお世話になります。よろしく申し上げます。

関連ですけど、今のことで要望のような形になるかもわかりませんが、幼稚園校舎の設計ということでございますけれども、私も昨年から傍聴いたしまして、この設計を変更すると。私は教育に長く携わっておりましたので、やっぱり学校の敷地、建物等というものが1つの大きな教育力を発揮すると。つまり、先生方とかだけではなくて、建物そのものが持つ教育力というのは大変大きいものがありまして、私はアメリカの方にも多々行って、見ましたけれども、やはり建物の持つ雰囲気、設計はよく本当に考えられ、練られている。そのこと自身が子どもの成長を助けるということがありますので、今回の見直しは、私は本当によかったと思います。教育は百年の計ということがありますので、やっぱり建物が非常によく考えられているということは大変大事だと思いますので、阿古市長の方にはよろしく願いいたします。

さて、一般会計補正予算の方でありますけれども、私もこの土日に非常に精査してみようと思っておりましたのでどうかつな事だったんですけれども、予算案と比較してお金のやりとりがどう補正されているかというのを見てみますと、これは第6号となっておりますので、もう既に当初予算から何度か補正が組まれて、5号補正が組まれて6号となっておりますので、お金のやりとりが追えなかったもので、そういう単純な質問を先にさせていただきます。これは単純質問になると思いますので、まとめて言いますので、担当の方にはよろしく願いしたいと思えます。

まず、8ページの方からでございます。これは歳入の方になるわけですが、第19款諸収入の4目雑入のところであります。説明のところに、後期高齢者療養給付費等返還金と

書いてあります。これがどこからどこへ返還されるのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。これが1つ目です。

それから、次のページに行きますけれども、12ページです。3款民生費、1目社会福祉総務費で、23節償還金利子及び割引料43万7,000円ですけれども、生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金返還金、国庫負担金返還金ということなので、市の会計から国庫の方へ戻すお金ということだと思ひのですが、どうも予算書を見ると、生活困窮者自立相談支援事業というのが費目として予算書に見つかりませんでした。だから、補正の中でどこかでそういうものが入ってきたのかもわからないので、これはどうなのかお伺ひします。

それから、3つ目です。これも単純な質問なので、ついでにですが、13ページの7目いきいきセンター管理運営費の中の11節需要費、修繕料となっておりますけど、どういう修繕があったのかお伺ひします。

それから……。

**西井委員長** 1回の質問は3つとなっております。

**谷原委員** では、とりあえずここまでお願いします。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願ひいたします。谷原委員の質問にお答えいたします。

ただいまの後期高齢者療養給付費等返還金839万円の件なんですけど、こちらの方は平成28年度の後期高齢者療養給付費の市町村負担金の確定に伴い増額補正するものでございます。既に葛城市の方から2億9,782万1,800円を納付しております。確定額が2億8,942万819円ということでしたので、広域から葛城市の方へこの分は返していただくということになります。以上でございます。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** 社会福祉課の東でございます。よろしくお願ひいたします。谷原委員のただいまの、生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金の返還金についてご説明を申し上げたいと思ひます。

これにつきましては、平成28年度に交付済みの国庫負担金4分の1でございますけれども、それに対しまして、実績に基づいて平成29年度に過不足の分の精算を行うということでございまして、1つ目といたしましては、自立相談支援事業、これ、交付済額が215万5,863円でございます。実績額が228万8,269円ということで、マイナス13万2,406円でございます。

続きまして、2つ目でございますが、被保護者就労支援事業といたしまして、交付済額145万1,250円でございます。そこから実績額145万849円を引きまして401円となっております。

最後、3つ目でございます。住居確保給付金事業でございます。交付済額が153万4,500円でございます。実績といたしまして96万6,000円でございます。引きまして56万8,500円ということで、全部計算いたしますと43万7,000円ということになるわけでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 森井所長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンター所長の森井です。ただいまの谷原委員からのご質問の、修繕料につきましてお答えさせていただきます。

まず、大きく消防設備の修繕と送迎用のハイエースのコンプレッサーの交換という2つに分かれております。そのうち消防用設備の方につきましては、9月に行いました消防用設備等の点検結果に基づきまして、今回、緊急に修繕する必要がある誘導灯の不具合と、自動火災報知機の設備、光電式スポット型感知器の修繕ということになっております。よろしくお願いたします。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 引き続き、幾つか単純な質問になりますけれども、よろしくお願いたします。

14ページ、3款民生費の児童福祉総務費の中の23節償還金利子及び割引料のところに、子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金ということがあります。次に26ページの8款教育費、1目幼稚園管理費の中の23節にも、子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金とあります。いろいろ支援策の中でとられていることだろうと思うんですけども、このことも私も予算書を見ても、こういう交付金がどこに入っているかよくわからなかったもので、わかる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 子育て福祉課の松浦でございます。よろしくお願いたします。

子ども・子育て支援交付金の返還金でございますが、平成28年度の事業の実績による返還金です。子ども・子育て支援事業は、9つ事業があります。その中で返還の対象となった主な事業は、延長保育事業と放課後児童健全育成事業です。理由といたしまして、延長保育事業は、保育短時間認定による利用と保育標準時間による利用の延長時間分が基準額となっております。当初においては、双方の申請をしておりましたが、実績において、保育標準時間による利用の延長時間のみであったため、短時間の基準額が減額となりました。

また、放課後児童健全育成事業におきましては、学童指導員賃金が当初、交付申請時よりも実績が低かったため、選定額が減額となり、返還することになりました。

以上です。

**西井委員長** 柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いたします。

子ども・子育て支援交付金の国庫補助返還金の方ですが、幼稚園の一時預かり事業分の交付申請について、実績に基づいて返還するものでございます。平成28年度の事業に係る分でございます。申請につきましては、在園児の利用見込みが800人で計上しておりましたが、それに基づいて申請しておりましたが、実績におきましては137人ということでございますので、国庫に返還することとなりました。

以上でございます。

**西井委員長** 言いつばなしですから、よろしくお願いたします。

谷原委員。

**谷原委員** 言いつばなしということになりますけれども、交付金の返還金につきまして、金額として

結構大きく感じましたものですから、当初の見込み違いということであろうかと思うんですけども、見込みを合わせるなり、あるいは、せつかくそこまで延長保育の問題とかそういうことにかかわることですので、来年度に向けてしっかりと国庫補助金がちゃんと使えるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませぬか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、今、単純な質問を幾つかさせていただいたのですが、次の件につきましては少し踏み込んでの質疑になるかと思ひます。17ページになります。3款民生費、1項生活保護費の中の2目扶助費、ここにも生活保護費国庫負担金返還金というのがあります。質問の内容ですけれども、これは前回の厚生文教常任委員会でも私も傍聴に来てまいりまして、白石議員の方からも発言があったかと思ひますけれども、要保護家庭の児童の入学に際しての準備金であります。このことについて、この中の国庫返還金の中にどうなのかということと関係してお伺ひしたいと思ひますけれども、平成29年3月31日に、各都道府県の教育委員会の教育長に対して、文部科学省、初等中等教育局長から平成29年度、要保護児童生徒援助費補助金についての通知がなされております。このことについては、その文章を一部読みますと、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく、小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品等を国庫補助対象にできるよう、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部を改正したということなんです。つまり、小学校に入る以前に、国としても学用品についての支給ができるように国庫補助いたしましたという通知が、今年3月31日に行われているわけであります。

そこに別添がついておりまして、その別添に改正の趣旨というのが書いてあります。ここにはこういう項目があります。これまで中学校への入学前の者は学齢児童に該当するため、これまでも当該補助の対象としているが、小学校への入学前の者は、いまだ学齢児童に該当しないため、これまで当該補助の対象としていなかった。つまり、4月に入ってから学齢児童になるわけですから、法律上の規定で、事前に入学準備に当たるさまざまな文具、あるいはその支度金については法律上出せないという事情がありまして、だから入学後に、6月、7月にそうしたまとまったお金が要保護家庭に渡されるということになっておりました。しかし、国の方もこれを改めるということで、こういう通知が昨年度出たわけであります。この中に備考として、国庫補助の申請に当たっては、市町村において、当該費目を支給する時点の属する年度に経費を計上することとありますから、今年3月に来年度入学される要保護家庭の児童のための入学準備というのは、今年度予算についてないと出ないということなのであります。ですから、国庫補助ということで返還金がありますけれども、葛城市においては、国の通知に基づいて今年度そういう措置をとられたかどうか。とられずに国庫補助にその分が返るとしたら大変残念なことですので、その内容についてお伺ひします。

**西井委員長** 柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。

平成29年度の当初予算におきましては、入学前の要保護の分については含まれておりません。また、今回の補正についても含まれておりません。入学前の支出につきましては、転入、転出、それから各市町村の状況、そういったものも含めまして調べておるところです。また、いろんなシステムの問題もございまして、そういったものを含めて、できるかどうかについては検討しているところでございます。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** 社会福祉課、東でございます。

まず、返還金3,633万円のことについてご説明を申し上げたいと思います。まず生活保護につきましては、生活保護法に基づきまして、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行いまして、その最低程度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行っております。平成28年度におけます葛城市の生活保護の国庫負担金受入済額が2億8,527万2,000円でございます。実績所要額といたしまして3億3,568万3,046円でございます。そこから生活保護法第63条及び第78条の返還金等375万9,239円を差し引きまして、国庫負担金割合4分の3を乗じた額、2億4,894万2,855円をさきの国庫受入済額から差し引きますと3,632万9,145円となりまして、この分を今回返還するものでございます。

また、なぜこのようなことが起こっておるかとお申しますと、最後のセーフティーネットであります生活保護の実施におきまして、特に扶助費の予測というのは困難でございます。とりわけ本市におきましては、奈良県下でも最小規模の保護世帯数でありまして、新規申請の増減に大きく左右されますとともに、さらに、医療費の10割を負担しなければならない医療扶助におきましては、被保護者の入院や重症化によりまして大きく増加する可能性がございます。例えを言いますと、C型肝炎等の治療におきましては、最近、服薬治療が主流となってきておりますが、服薬期間が12週間を要しまして、約600万円の医療費が必要となるなど、入院治療や手術以外でも高額の治療が行われておるのが現状でございます。このように、生命を守る医療費が、いつ、どれぐらい必要なのかが読めない不測の事態に対応するために、弾力的な予算運用を行っている次第でございます。

また、国におけます保護費の予算枠につきましても必要額を容認しておりまして、執行状況を見ながら増減の補正措置を行っておりますが、冒頭に申し上げましたとおり、最後のセーフティーネットであります生活保護の役割を鑑みますと、大幅な増減の補正措置はなじまないものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 当初の予算にも、補正にも、文科省の通知による前倒しが予算化されていないという答弁でございました。文科省がこういう通知を出して、私はこれを拝見したときに、大変愛情のある通知文だと、非常にわかりやすく別添でも書いておりますし、文科省の職員も非常に、これはいいことをするというので、ぜひ徹底させてほしいという思いが伝わるようないい仕事をされたとは私は思うんですけども、ぜひ、長年、白石栄一議員も指摘してきたことだ

ろうと思います。来年度の予算に向けて、この文科省の通知が伝わるようにしていただきたいと思うわけですが、そこで質問いたします。

この通知については、教育長の方もごらんいただいておりますでしょうか。

**西井委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今のご質問の内容につきまして、担当の方から説明も聞いております。ただし、確定をするのが小学校入学前のところが難しくて、その辺について、現在さまざまな方法を考慮しているというような報告を受けております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 実は、奈良県の中の12市について私も資料を調べましたところ、もう既に2017年度で実施しているところが、奈良市、それから9月議会補正で行ったところが3市。12月議会補正ということで予定されているところが2市ということで、奈良県下の市におきましても、そういうふうに文科省の通知に従いまして改善を進めているところでありますので、技術的な問題はあろうかと思いますが、ぜひ来年度の予算については実施していただきたいということをご要望申し上げておきます。よろしく申し上げます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 先ほど、杉本委員の方からありました磐城幼稚園の件ですけれども、お答えもいただきましたが、これを建替えるという要因の中に、思い起こしてみますと2つの要因があったと思うんです。1点目は狭くて入園式や式典もできない、また、人数もふえている。2点目は耐震の問題があったと思います。両方があって建替えをしないとあかんというところから始まって、それで設計ができていたが見直しを図ることになった。いいものができれば、先ほどのお話ではないですけども、それはそれでいいんですけど、地域の方で心配されているのは、やはり耐震の問題があって、もっと早く進めてもらわなければならないということにもかかわらず、今の設計を見ながらこれからやっていくというお話でございます。その言葉を聞かなければ、私は、質問はもうしないでおこうと、お任せしておこうと思ってたんですけども、今予算に上がっている設計を見てから考えますというようなお答えが出てきましたので、結局、予定というんですか、地域の方を安心させるのにもう少し予定をお教えいただきたいと思います。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

予算の執行にまつわる話で、しかも教育委員会と、それから福祉部局の両方にまたがっておりますので、もう私の方から説明をさせていただきます。まずは現行の学童保育の建替えにつきましてでございますが、そもそも既存の、例えば建物の建設にまつわりましては、建物そのものをどういう形にするか以外にも、開発許可、進入路をどこに持ってきて、どういう形でそのエリア全体をそういうレイアウトにしていくかとか、造成工事もございまして、

実は皆様のお手元の地図でござんいただけます現況図の一番西の端、学校給食センターの跡地の部分、まずはここに学童保育を持っていこうと。ただ、単純にその跡地と申しまして、北に寄せるか南に寄せるか。例えば南に寄せますと、この下に現行の進入路がございますが、この進入路の位置が変わりますので、そういったしますと全体の既存の建物の計画も変わってまいりますので、そうするとそれだけでもう一度開発許可をとり直さないといけないとか、実はいろいろな工程の兼ね合いがございます。まずは学童保育の方、これはもう既に9月で予算をお認めいただいておりますので、それに従いまして、一番西の端のエリアをできるだけ効率的に、有効に学童保育としてもいい施設をつくりながら、あわせて、前面の道路も決して広くはないわけでございますが、やっぱりいろんなことでご父兄の皆様が来校なさると。そのときの駐車場も子どもに安全な形でできるだけ確保しようと。そういったことをまずは9月にお認めいただいた学童保育の関係の予算でもってまずはやってまいります。したがって、これだけで、学童の方で、実施設計等で本年度いっぱいかかろうかと思っておりますので、それを平成29年度末までに仕上げまして、最速の工程でいきますと、これは来年度予算にまつわる話ですので、余り決定的なお話は申し上げられませんが、学童に係る底地の造成でありますとか、これは多少高低差がありますので底地の造成でありますとか、あるいは建物の設計、多分これに来年度いっぱい、最速でも多分ほぼ12カ月かかろうかと……。

(発言する者あり)

**松山副市長** 済みません、私、設計と申し上げました。建築でございます。造成工事並びに建築の現場の具体的な工事、学童保育施設、その周辺の駐車場等に来年度、最速で12カ月近く多分かかるであろうと。それとともに、今、藤井本委員からもお尋ねいただきましたし、冒頭で杉本委員からもお尋ねいただきましたが、そもそも最速のタイミングで耐震上課題を抱えている幼稚園の園舎自体を、できるだけ最速の形で、しかも適切なレイアウトを皆様にお示しをして、ご意見も賜りながら実施していくための準備をしたいと。その準備のための、まずは専門家の知見もいただきながらやらないと、図面だけを見て、ほぼこんな形でおさまるかなどということをやっておりましたら、先ほども申しましたように、いろんな形の建築関係の法規をクリアしながら進めていくための、本当の具体的な内容の検討ができませんので、そのための検討のための予算を今回できればお願いしたいというのが今回のものでございまして、したがって、現場の工事をしております来年度の途中の段階で全体のレイアウト図等も皆様のご意見を賜りながら、あわせて現場の工事が終わりましたら速やかに次の幼稚園舎の工事にかかっているようにというふうなスケジュールで、現在、非常にスケジュール上はかなり最速の、全てがうまくとんとん拍子に行った場合というふうな、非常にタイトなスケジュール感でもって、もし順調に進んでいけば、もう1年後、したがって、平成30年度が学童保育と周辺の工事、最速であれば、平成31年度に幼稚園舎の建築工事にかかっているのではないかと。ただし、これを申し上げましたのは、繰り返しになりますが、最速のタイミングであればそういったことができるのではないかとということから逆算をいたしまして、今回、これは基本、実施設計というふうな表現をしておるかと思いますが、幼稚園舎につきまして、まずは設計検討の予算についてお認めをいただきたいということで、今回

予算案を提出させていただいていると、そういったことでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 見直しを図ろうということも、私は理解をしたいというふうに思っております。しかし、子どもを持つ親の方は、早くという気持ちがあるかと。今、副市長から説明がございましたように、最速という言葉が4回、5回と出てまいりました。その言葉を忘れず進めていただきたいということと、確認ですけれども、それでは、最速でいった場合に、幼稚園に新たに、入園式が狭いというようなお話が前の議会の中にもありました。お言葉をそのままおかりするとして、最速で行った場合、平成32年度の入学式ぐらいから、入学される方ぐらいから新しい園舎という、今の段階での最速でという言葉前置きした上でのというふうに思っておいたらいいということでもいいわけですね。

**西井委員長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ただいまのご質問でございますが、幼稚園の建替えの方については、単年度では全ての建替えの方は多分できないだろうというふうに考えているところが現状でございます。新しい建物を建てながら、古い建物の位置関係を調整しながらということになりますので、恐らく2年事業になるかというのが現状の考えていることでございます。そういったことで、最短でうまく調整ができて、一部建替えができたということになりましたら、一部入っていただくことは可能かと考えておりますが、それもまた今後、建築のスケジュールの中で考えていきたいと。最終的に全てかかるには最低2年はかかると今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 説明を聞いて、私らは理解をさせてもらいました。また地域の方、ちょうど該当されるような子どもさんをお持ちの方も、平成32年になるのか、平成33年になるのか、平成34年になるのかというようなことも興味深くされてるわけですので、できるだけ早くと、最速でということをもう一度念を押しながら、よく説明というものもしておいていただけたらというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 奥本でございます。よろしく申し上げます。

17ページになるのですが、4款衛生費のところです。19節負担金補助及び交付金のところで、小児深夜診療負担金というのがございますが、この意味を教えていただけたらと思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川健康増進課長** 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いたします。

これにつきましては、檀原市の休日診療所における小児深夜診療所で開設されているもの

でございます。場所としましては橿原市保健センター、また診療日としましては毎日、時間としましては晩の11時半から翌朝の5時半まで実施しております。また、診療科目につきましては小児科のみ、また、中和地区の8市11町11村において経営されております。

以上でございます。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** そうしますと、複数の市町村で応分の負担がかかっているのかと思うんですけども、これについては、例えば基本の負担金があって、さらにそれに利用に応じた負担金があるかと思うのですが、そのあたり、金額的にはどうなのか。また、利用される人数の具体的な数というのは把握されているのでしょうか。

**西井委員長** 西川課長。

**西川健康増進課長** 健康増進課の西川でございます。お願いします。

当初、小児深夜診療所予算積算額としまして、平成27年度加入の30市町村負担の実績額4,972万2,037円と、また平成28年度の診療所の上半期受診者605人より、年間の受診者数見込みを1,378人と算出されておりました。また、葛城市の受診見込み者数は、平成28年度上半期受診者数41人で、見込みとしまして100人が算出されておりました。これによって実績額に対し、葛城市の受診者割合によって平成29年度の予算額として360万9,000円と計上させていただいております。

決算額としましては、平成28年度診療所全体の負担金確定額が5,145万295円、これをもとに葛城市の受診者数111人、また小児深夜診療所年間受診者数1,289人、この割合から葛城市の実績負担額が443万円、当初の予算額と実績額の差額が82万1,000円ということで増額補正をさせていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう一度だけ。ということは、葛城市で最終的には、見込みはわかったんですけども、それをもとに計算されているということはわかるのですが、増額することによって最終何人までそれが……。

**西井委員長** 奥本委員、3回目の質問できません。

**奥本委員** わかりました。失礼しました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 先ほどの設計の話なんですけど、もう少し文書でいただいたり、例えば、先ほど僕も聞いて答えが返ってきてないんですけど、補助金の問題ですとか、平屋で計画されているのか、おおざっぱな手法だけでも教えていただきたい。今から計画していくという話はわかるんですけども、前から問題になっていた、子どもたちにかかわる施設には、優先順位をつけてやられるといった話があります。それでは當麻幼稚園は大丈夫なのかという話も聞きますし、その辺もうちょっと、今わかっている段階でもよろしいので教えていただけないですか。

**西井委員長** 和田部長。

**和田教育部長** 保育所を含めてのといったお話でございますが、私、過去の議会議事録の方を何度も読み返していただきまして、その中で、まず保育所の建物も含めてということでございました。それが今年の3月議会の方で答弁が出てますが、子どもの施設をほかの施設に先んじて優先したいというように市長の方からも答弁しております。ただ、市の財政からも決して全てを一度にすることは無理だと。ただ、その中で磐城幼稚園にかかわらず、當麻小学校附属幼稚園、また分野は変わりますが、磐城第一保育所並びに當麻第一保育所、こういったことを計画的に耐震、建替え作業を進めるためには、一旦検討し、見直す必要があると答弁されています。その中で磐城幼稚園の建替え作業を抜本的に見直して、各施設を含めた中で計画的に作業するようにと教育委員会に指示したと、そういうように答弁いただいているところでございます。その中で、今回、磐城幼稚園と當麻幼稚園につきましては、耐震診断の方が既に終了いたしております。そういったこともございまして、平成29年6月に市長の方からも、磐城学童保育所の建替えが済めば、次は磐城幼稚園ということも答弁いたしておりますので、その中で既に、先ほど言いました、保育所を含めた4つの施設でございますが、まず既にそういった耐震診断が済んでる磐城幼稚園を優先的にやっていきたいということで、今回できるだけ早いということの中から、今回の補正予算に上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの補助金についての質問でございますが、幼稚園の改築につきましては、今回の耐震診断の結果をもちまして、耐震基準を満たしてない部分がありますので、こちらの方につきましては、教育を行うのに著しく不適當な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、教育の条件の改善を図るといいます不適當改築という事業名のものをもちまして、補助対象として申請していく予定でございます。こちらの方につきましては、現在の磐城幼稚園の国基準となります必要面積以内にその保有面積があるかどうかということが基準となりまして、それに補助の単価を掛けたものに対しまして補助金を算出し、その補助率3分の1になりますが、その分が補助金として申請していく予定になっております。

以上です。

**西井委員長** 和田部長。

**和田教育部長** 和田でございます。

2階建てか平屋建てかの件でございますが、今年の6月議会の中でも別の議員から国の示しております幼稚園の基準ということが示されております。そういった中で、2階建てでも構わないというような答えが、どうも指針の中では出ておりますが、その中で、学校教育法施行規則の方で幼稚園の設置基準が定められているようでございます。その中であくまで基準として2階でもよいというのが明記されているようでございますが、市としての考え方でございますが、あくまでその基準までだったらよいというような最低基準の話ということで

理解しておりますので、葛城市という環境の中から、少なくとも2階建てにせずとも1階建てでできるのではないかというような考え方の中から、今回見直しの理由の1つにさせていただいたというところでございます。

今後の設計については、平屋建てで計画させていただくということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 僕も議事録を見させてもらって、いろいろお話を聞くんですけども、建替えに当たって仮園舎をつくる、つくらないという問題もあったと思うんですけど、今回は仮園舎をつくらない方向で進めていると認識してよろしいでしょうか。

**西井委員長** 和田部長。

**和田教育部長** 仮園舎のご質問でございますが、そういったご質問も質問の中ではいただいているわけございまして、そのときの答弁の方でございますが、新庄幼稚園の建替えのときの仮園舎の話も設計の中では出てまいりました。そんな中で8,000万円から9,000万円ぐらいの仮園舎の費用が必要だろうというような予測が出ておりましたので、今回につきましては、そのお金の捻出ということも当然でございますし、そんな中で今のところはできるだけ仮園舎を建てないでいこうと、設計の中で協議していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 今聞いた感じで、できるだけ早くやっていただきたいと僕も思ってますし、しっかりしたものをつくっていただきたいと思ってます。それで詳しくいろいろ決まってる段階でも教えていただいたらと思って質問させていただきました。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 先ほどのことなんですけども、小児深夜診療負担金の利用見込み、最終的に葛城市は1年間で何人を予定していただいていますかというのが1点と、済みません、今の杉本委員の質問に乗っからせていただきますけども、設計の平屋か2階建てかの話なんですけども、現状、磐城第二保育所が何年か前に建替わって、八川付近で住宅の新築がふえて手狭ということで、2階建てに現状なっております。その保育所に今いっぱいの子が入所されているわけですが、その子たちが将来的に小学校に上がっていくわけなんですけども、今、磐城小学校の方も教室が非常に不足しているとお聞きしております。そんな状況で、幼稚園もそうですけど、小学校も含めて今の教室の数でこれから先も大丈夫なのかという、その辺の見通しはちゃんとやっていただいているのかと、この2点お願いいたします。

**西井委員長** 西川課長。

**西川健康増進課長** 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いたします。

平成29年度予算というのが、平成27年度の実績額4,972万2,037円、また、平成29年度の人数というのは、平成28年度の上半期100人から見込んで、平成28年度、実際の実績額100人か

ら111人にふえているところでございます。また、当初予定されていた中南和の受給者数が1,378人であったものが、平成28年度実績としましては1,289人と減っているところでございます。こういった中で葛城市の割合がふえて、また、先ほども言いましたように、実績額が4,972万2,037円から平成28年度の5,145万295円と実績額がふえております。葛城市の受診者割合がふえたのと、また中南和地区の医療費がふえたというところで平成29年度の予算確定額が82万1,000円足りないということで、増額補正をさせていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、2階建てでなくてもいけるかどうかということでございますが、今回の設計の中でも、改築の理由でもありました8教室から9教室へという設計はもとよりなんです。全体的な設計をする中において、将来的にもし子どもさんがふえたとしても、教室をふやせるような形の設計に取り組めるような形で検討を進めてまいりたいと思っております。

それと、2点目、人口の動態につきましては、人口動態調査や市の出生率等を勘案しまして、今後の入学者数、入園者数等を常に計画しておりますので、そちらの方と見合わせまして教室をふやすかどうかというのをまた考えていくところでございます。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 先ほど、まず中南和の医療費がふえている、葛城市もふえているということで理解させていただきました。ありがとうございます。ということは、葛城市は子どもがふえているということにつながってるわけで、それが今の磐城小学校、幼稚園の教室は大丈夫かというところに実はつながっていくんですけども、設計段階でその辺を見越しているということで、一応大丈夫だと認識させていただいておきます。ただ先ほどの診療の方で、予測したよりも人がふえていると。そこで補正が必要になってくると。同じような感じで、こっちの学校の方も、こういう予定ではなかったということにならないようにだけお願いしたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしくお願いたします。

私、今回初めての常任委員会ということで、本当に全く市民の立場から話をさせていただきたいと思っております。この場で発言するのがふさわしいかわからないんですけども、まず、この資料を見たときに私が初めて感じたのが、全くよくわからんと。何が書いてあるか本当によくわからん中で、今回1回目の議員生活の議会がスタートしているわけです。少なくとも、見た段階である程度わかりやすいような資料作成といいますか、これはどなたにお願いしたらいいのかわからないんですけども、少なくとも内容まで踏み込んだような資料をいただくところから、ぜひ市民感覚で取り組んでいただけたらというふうに考えており

ます。

そんな中で、7ページの19款諸収入、過年度収入が2,608万円ございます。この内容について、もう少し踏み込んで教えていただきたいのと、あと、27ページです。7目図書館費、14節使用料及び賃借料マイナス191万8,000円、こちらの方、内容を教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** 社会福祉課、東でございます。よろしく願いいたします。ただいまの梨本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

過年度収入でございます。障害福祉費の扶助費の中に介護給付費というのと訓練等給付費というのと障害児通所給付費というのがございます。平成28年度におきましてこれらの予算を組む段階で、当初見込んでおりました支給量より年度途中で支給量が増加をいたしました。それで本年3月に補正をさせていただいたところでございます。今回、その補正分、障害者自立支援給付費国庫負担金2分の1、それと同じく、県費負担金4分の1、そして障害児通所給付費国庫負担金2分の1を今回いただくものでございます。

増加いたしました理由といたしましては、障害者自立支援給付費が就労継続支援A型、これは雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスでございますけれども、その利用がふえ、また葛城市に就労継続支援A型事業所ができました。それと、近隣市のA型事業所というのがございまして、新聞等の折り込み等によりまして求人チラシに掲載することが多くなりまして、利用に結びつきまして、今回増加したと考えられます。

また、児童の障がいにつきましては、早期に発見をいたしまして、早期に療育を行うことにより、障がいの軽減、社会適応能力の向上等が期待できることから、平成28年に設立をされました、こども・若者サポートセンターが子どもの障がいを早期に発見をいたしまして、適切なときに必要な療育を受けられるように支援することに力を現在入れているところでございます。この影響で児童の通所療育が増大いたしましたので、今回補正が必要となった次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 東本館長。

**辻本図書館長** 失礼いたします。図書館、辻本でございます。よろしく願いいたします。

システム機器賃借料の191万8,000円の減額補正の件でありますけれども、現在の図書館システムは、平成24年7月に奈良県基幹システム共同化検討会、図書館システム構築事業により、河合町の町立図書館との共同調達を行ったものであり、平成29年6月末までの5年契約で導入をしております。本年度契約が終了するため、河合町立図書館との共同調達で新システムへの更新を検討し、平成29年度予算に図書館システム機器賃借料を計上いたしましたが、当館、河合町立図書館、当市の情報推進課、河合町の情報管理課との4者協議の中で、端末機器の更新は行わず、図書館クラウドの利用と図書館システムサポート保守のみを2年間延長することとなり、2年間の延長契約を結んだところでございます。そのために図書館システムの機器賃借料が不用となりましたので、新しいシステムは7月以降に移行するとい

うことで、6月までの古いシステム、月額12万1,000円の3カ月分の支払いは既に済んだところであり、残りの191万8,000円を減額補正する、こういうことでございます。

よろしく願いいたします。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。

先ほどの梨本委員の過年度収入の件でございます。保険課の分もございまして、報告させていただきます。こちらの方は、平成28年度の福祉医療費の県補助金の精算に伴い追加交付されるものが、保険課の分といたしまして、子ども医療費の分が302万1,214円、あとひとり親家庭医療の県補助金が58万2,450円、合計360万3,000円を過年度収入といたしまして、保険課の方で計上させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 委員の一番最初のご質問の件についてお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、当初予算がありましての補正ということですので、できるだけ資料はそろえたいとは思いますが、勉強会等でご質問いただいたらという思いもございまして。当初予算につきましては、従前にもかなり分厚い資料はつけてるんですけども、それは今後やはり工夫していく余地はあるのかなと思います。検討課題にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 丁寧なご答弁、ありがとうございます。先ほど、過年度収入では、1行しか書いてないですけども、そこに対するいろんな答弁があったように、内容自体が私自身よくわからないのと同時に、これを見てらっしゃる市民の皆さん、今回9月からこの委員会もインターネットで中継されてると思うんですけども、わからないと思います。もっと踏み込んで言うならば、答弁を聞いてても内容がよくわからないというものが私はたくさんございます。これが一般市民の感覚ではないかなというふうに思います。一般質問の場合は、議員が一般質問する際に、議題もインターネットで表示されるわけなんですけれども、委員会に関しては全くそういった表示もなく進められているのではないかと。私自身、インターネット中継を9月に見てた段階では、聞いてても今何の議題をやっているのかということもよくわからないという中で聞いておりました。今、阿古市長の方から、前向きに改善していきますということですので、ぜひ市民感覚に沿った改善をしていただけたらというふうに考えております。特に今、財政に関しては、市民の視線というのは非常に厳しくなっていると思います。よくわからない中で議論が決まってしまうのではなくて、1つ1つの項目に対して丁寧に審議ができるように、皆さんの方で工夫していただきたいと思います。

ということで、要望でございました。どうもありがとうございました。

**西井委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時20分

**西井委員長** 引き続きまして、会議を行います。

ほかに何か質問はございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 先ほどの設計料の話なんですけども、今、僕も休憩中に考えておって、やはり前回の2,000万円の設計料を捨てて、今回新たに設計料2,500万円で再設計をするには、もうちょっと明確な根拠というか、前の設計がだめで今回になったという、単純にそういうことなんですかね。それは学校教育法でも2階建てがあかんというわけではなくて、2階建てではなくて1階建てにしようと、それはわかるんですけども、今回の設計の根拠をもうちょっと明確に教えていただきたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

**西井委員長** 和田部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、先ほど申しましたように、平成27年12月の補正でご審議いただきまして、承認いただきました。その上で実施設計に入ったわけでございます。その実施設計が平成28年11月に完成したというところでございます。その中で改めまして内容の方を精査させていただきました。理由の方は先ほど述べさせていただきましたように、職員室から全ての保育室が見えないなどなど、2階建てであること、そういったことでございますが、やはりそうした疑問点の中から一番大きなのが、今後、一度建築してしまいますと30年、何十年とこれから先まで長く使うものでございます。そういったことも含めまして、先ほど設計料の方でございますが、その設計料は2,052万円でございます。2,052万円を捨てることによって、将来何千万円という価値がある、そういった変更を持っていければということで、このたびの見直しをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 2,000万円分の価値があるという解釈でよろしいということですか。今の段階では、明確に何かこう変わったから2,000万円分の価値があるというわけではなくて、それはイメージの問題であるということでしょうか。

あともう1つです。先ほども優先順位をおっしゃってましたけども、今回はほかの耐震も全部終わっての優先順位ということですか。耐震診断は全部ほかも終わっての今回の優先順位が出てきたということですか。あと、全体構想も示すというのが前の答弁であると思うんですけども、その全体構想ももう少し詳しくは出ないですか。

よろしくお願いします。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** 杉本委員のご質問にお答えいたします。

過去の議会の中で答弁をしておりますので、それを繰り返すことになるかと思っておりますけども、お聞きいただけたらと思います。今回の設計の見直しを指示いたしました。その理由の1つとして、2階建てであったことというのがございます。それともう1つは、工事期間が

約2年になるわけなんですけども、その間に校庭と申しますか、広場です。園舎の中の運動する部分の場所が非常になかったということです。というのが、前回の設計図を見ますと、建築してる期間、今現在使っている園舎のところに、当然2階建てですから何メートルもの高いフェンスをしまして、それで日裏になってしまいます。それと通路部分しか残らなくて、実際に子どもたちは幼稚園の中で体を動かすことができない、運動場が確保できなかったというのがございました。そういう理由を鑑みまして、設計の見直しをかけたところがございます。

委員ご指摘のとおり、文部科学省の方は2階建てでもいいという話がございます。ただ、それは最低水準の話でございまして、例えば大阪ですとか東京ですとか、大都会でしたら当然そういうような形でないで幼稚園の機能を確保することができないという状況ではございますが、葛城市におきましては、そういう立地条件ではございませんので、できるだけ将来に、何と申しますか、使い勝手のいいと申しますか、子どもたちにとって環境のいい施設をつくろうという形で設計の見直しを指示したわけでございます。今回の2,500万円につきましては、そういうようなことを加味いたしまして、全体の、磐城小学校、幼稚園、学童保育所と給食センターの空き地等でございます。そのバランスを考えながら設計をしていくという思いでございます。

それと、委員ご指摘の、ほかに実は子どもたちに関する、まだ耐震化されてない施設等はございます。主には2階建て以上につきましては、新市建設計画の方ではほぼ耐震補強の方は済ませたんですけども、平屋というのは当初は対象にはなっておりませんでした。それを考えますと、今回、磐城幼稚園がまさにその平屋の部分なんですけども、まだ耐震補強ができていない。ほかの保育所ですとか、これから耐震診断を始めないといけないんですけども、建築年数からいきますと、新耐震になっていない可能性が高い施設がございますので、それも見直していきたいということを過去の答弁の中で申し上げたわけでございます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これにて議員間討議は打ち切ります。

ないようであれば、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第74号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

杉本委員。

**杉本委員** 全体的には災害も入ってますし、反対するわけにはいかないんですけども、僕はもうちょっと詳しい設計料の全体構想であるとか、先ほどのやつも全部文章でいただけたら、附帯をつけて賛成させていただきます。もうちょっと詳しく教えていただかないと、今の話では前回の2,000万円を捨てて、今回の2,500万円というのは賛成できないんですけども、附帯決議をいただければ賛成させていただきます。よろしくお願いします。

**西井委員長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時00分

**西井委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議第74号議案が可決されましたことを受け、杉本委員から附帯決議案の動議が提出されました。杉本委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

杉本委員。

**杉本委員** 委員長から発言の許可をいただきましたので、ただいま審査に付されております議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてに対する附帯決議について、提案の趣旨説明をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけども、私は反対してるとか、やってはいけないとか、そういう意味で言ってるのではなくて、前回2,000万円の設計費を払って、次新たにつくるといったときに、仮園舎の問題であるとか、明確にされていないとか、私がまだわからない点が多いので、附帯決議を出させていただいております。あくまでも反対するという意味ではなくて、2,000万円という市民の皆さんの税金ですから、しっかりと使っていただくという意味で、今の段階でも、例えば仮園舎をそのまま放っておいてつくった場合、何千万円かかってしまうとか、そういうのをちゃんと私は説明を受けたいという旨で出させていただいております。

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

**西井委員長** ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 今、こういう附帯決議を出された。皆が心配しているという意味ではよく理解も私もあります。先ほど冒頭にあったように、反対してるのではないですと、ちゃんと進めてほしいという意味合いから、このように附帯決議をつけられると。一言で言うと心配してる。私も同じなんですけども、この文書を読ませていただくと、当該事業予算の執行に当たっては、磐城小学校周辺整備のと、幼稚園のことでと学童のことをおっしゃってるのやろうというふう

に思います。磐城小学校周辺整備の全体計画を明確にしながら予算執行すること。今回補正を出されたのは、それをするための測量設計というものを出されて、私が理解しているのは、測量設計を出されて、その後これを見てから今度、実施設計というものに入られるわけです。だから、全体計画を明確に示しながらという部分が、予定として私自身も心配になったので、今回の委員会の中で、完成は、いつになりますかということを質問しました。答弁では、建築にも2年かかって、平成31年、また平成32年に開園できるようにというふうなことがあったわけです。今、設計委託料が計上され次にちゃんと実施設計の分とか、いろいろ順番を追って明確に示していかれる。私からいうと、それは当然の話であって、そのようにしなければそんなこともせえへんのかと逆に言いたいぐらいです。私が今まで議員活動をやっていた経験で言うと、順を追って設計にもいろいろあって、こういう全体設計があって、また実施設計があって、また建築の方にいろいろ出てくるわけで、順を追ってされるというのは当然の話だと私は思うんです。だから、例えばそこまでできてないという事例があったりとか、そういうことはしないということであれば、それはしてくださいという附帯はつけなくてはならないと私は思います。また、今回の附帯決議案では、「明確にしながら予算執行に当たること。」とありますが次から次へ予算が計上され、そのたびにこうやって審議するわけですから、あえてつけられるというのが、冒頭に申し上げたように、心配してるというのはわかるけども、これをつけないといけないのかなというのは考えないというのが私の意見です。予算が出てきたら、そこで審議するわけです。予算も出さずに進められるということはずまないわけです。そこらを出された意図を教えてください。ただ、本当に心配しているというのは一緒なんです。ここを質問させていただきたいと思います。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。心配してるという点では同じなんですけども、計画が何も無いまま進んでいくから聞いているとかいうわけではなくて、市民の方々も、前回2,000万円のお金を使って、それはしょうがなかったと思いますし、今回もそんなばかげたことにはならないのはわかるんですけども、前回そういうふうになって今回新たにいいものをつくるというのはわかるんですけども、今の段階でどういったものができるのかというのが、ざっくりしかわからないのもわかるんですけども、ある程度知りたいんですけど、今回僕がさっき質問させてもらったときに、今の段階で明確に返ってきた気はしてないんです。それが一番ネックというか、今の段階で仮園舎は絶対につくりませんと言っていたら、前の問題もクリアしていくんやろうなと思うんですけども、僕が思っているのはその辺です。ぼやっとしてするような気がして、仕方なく僕も出してるところがあるので。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 議員間でこういう話をさせてもらってる中で、気持ちというのは同じような気持ちなんだと、これは一緒にしておきましょう。ただ、手続の問題だと思うんですけども、今の給食センター跡地のところ辺とか、そこら辺の解体もして測量をしていって、それを進める中で全体も明確に示しながら予算執行に当たることですから、本来からいうと、これができあがって、今出された2,500万円の測量設計等委託料が、当初予算に出されるのと違って、やっ

ぱり急がなあかんということで今の補正で出されてきたと思うんです。例えば文章にするならば、これができあがった時点ではまた全体計画を示すこととかいうのであれば、まだ私はわからないことはないんですけど、まず、これができてから示すということなので、順番としては、気持ちはわかりながらも、あえて附帯としてつけるまでは至らないのかなというのが私の意見でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 先ほど藤井本委員のお話も聞かせていただいて、私自身も、市長からは結構、今の段階までにおいては丁寧な説明がされてると思うんです。この先の話ということで、杉本委員が非常に心配されてるということはわかるんですけども、私自身は、ここまで附帯決議にする必要はないのではないかとこのふうを考えております。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 私も先ほどから質問させてもらったところで、同様でございます。ただ、あるものをかえたという責任は、ちゃんとやらしてもらわなあかん。これは、言おうとしていることなんでしょうけども、今回この測量設計という予算に関して、当該事業予算の執行に当たりということであれば、これができ上がった時点で示すということでございますので、示さへんと言われたらまた別ですけど、それであえて附帯決議をつける必要はないのかなと私も思っております。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第74号議案に対して、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

**西井委員長** 起立少数により、本案は否決されました。

次に、議第75号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第75号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。1ページをごらんください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,446万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。5ページの事項別明細をごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして、13節委託料では44万2,000円の追加でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では600万円の追加でございます。同じく、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では3,000万円の追加でございます。

6ページに移りまして、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金といたしまして、19節負担金補助及び交付金では149万4,000円の追加でございます。

8款、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費におきましては、13節委託料で99万4,000円の追加、同じく保健事業費、2項保健事業費、1目医療費通知では、12節役務費で5万8,000円の追加でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金といたしまして、23節償還金利子及び割引料では1,301万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。4ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金といたしまして、1節現年度分では1,199万8,000円の追加でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金といたしまして、1節財政調整交付金では337万4,000円の追加、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金といたしまして、1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金では32万4,000円の追加でございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金といたしまして、1節県財政調整交付金では311万7,000円の追加でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして、1節一般会計繰入金では1,226万9,000円の追加でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金では2,092万4,000円の追加でございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第79号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第79号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。まず、1ページをごらんください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,473万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。3ページの方をお願いいたします。事項別明細、上が歳入、下が歳出でございます。下段の方でございます。

1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費といたしまして、23節償還金利子割引料では243万円の追加でございます。

上段でございます。歳入でございます。2款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金といたしまして、1節霊苑整備基金繰入金では243万円の追加でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第79号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

この後審査を行います議第76号以降の特別会計については、5議案の追加議案が12月13日付で新たに上程されました。各特別会計の補正予算につきましては、12月8日付で上程されております分も含め、2議案ごとに一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第76号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてと、議第86号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部長の異でございます。

それでは、ただいまから議第76号及び議第86号についてご説明申し上げたいと思います。

まず、議第76号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、これにつきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。まず、保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,672万5,000円とするものでございます。また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,079万5,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、2節給料で130万5,000円の追加、3節職員手当等で96万9,000円の追加、4節共済費で50万8,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で26万1,000円の追加でございます。

3款、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、1節報酬で112万4,000円の減額でございます。

3款、3項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、3節職員手当等で27万6,000円の追加、ページめくっていただきまして、4節共済費で8万2,000円の追加でございます。

続きまして、保険事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で38万4,000円の追加、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で14万円の追加、4目総合事業調整交付金、1節現年度分で6万2,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分で53万7,000円の追加でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で24万円の追加、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で7万円の追加でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で24万円の追加、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で7万円の追加でございます。

7款、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金で53万4,000円の追加でございます。

次に、11ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等で34万1,000円の追加、4節共済費で2万6,000円の追加でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金で36万7,000円の追加でございます。

以上でございます。

続きまして、議第86号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。これにつきましても人件費でございまして、こちらにつきましては、人事院勧告に伴う人件費の改正でございまして、4月にさかのぼりまして給料表を平均0.2%引き上げる改正、また勤勉手当の年間支給割合を現行の1.7カ月から0.1カ月分引き上げて1.8カ月といたすものでございます。

それでは、お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

これにつきましても歳入歳出の補正でございます。まず、保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,688万1,000円とするものでございます。介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,083万8,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、2節給料で1万円の追加、3節職員手当等で7万9,000円の追加、4節共済費で1万5,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で2,000円の追加でございます。

3款、3項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、2節給料で5,000円の追加、3節職員手当等で3万7,000円の追加、4節共済費で7,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で1,000円の追加でございます。

続きまして、保険事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で2万1,000円の追加、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）、1節現年度分で1万9,000円の追加、4目総合事業調整交付金、1節現年度分で4,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分で3万円の追加でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で1万3,000円の追加、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で1万円の追加でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で1万3,000円の追加、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で1万円の追加でございます。

ページめくっていただきまして、7款、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金で3万6,000円の追加でございます。

次に、8ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料で1万2,000円の追加、3節職員手当等で2万4,000円の追加、4節共済費で4,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で3,000円の追加でございます。

続きまして、介護サービス事業の歳入でございます。2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金で4万3,000円の追加でございます。

以上で2つの議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 第76号議案の方でお尋ねしておきたいと思います。簡単に参考程度に教えていただいたらいいんですけども、8ページの3款地域支援事業費の報酬のところです。嘱託委員報酬が

112万4,000円減ってます、こういうことでございます。12ページにその明細が載ってるわけです。112万4,000円が減る。何が言いたいかという、補正前と補正後で、金額は減ってるんですけども、職員の人数が補正後の方がふえてるわけです。これはあり得る話だと思います。すごい人が退職されたか、かわられて、いろんなケースがあるわけですけど、ここの辺のところ、特に嘱託委員報酬というところで人数がふえて、減ってるというところ、どういうケースなのかというのだけ確認させていただきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費といいますのは、ここで計上させていただいているのは嘱託職員2名分の当初予算に対して、今現在3名募集しているという状況にあります。ただし、今確保できているのはそのうち1名、あともう1名の枠があったのですが、それに対して人事異動によりまして主任ケアマネと社会福祉士の募集を行ってまいりました。今現在、その2人分につきまして採用はできておりません。1名につきましては面接が終わりまして、採用予定としておりますので、1月以降の3カ月を2人分、6カ月を残して、残りの今までの12カ月のうちの6カ月分を予算として落とさせていただくという形をとらせていただいた結果、マイナス112万4,000円という形になってございます。よろしくお願ひします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

議第76号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第86号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第86号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第80号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてと、議第89号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部長の異でございます。

それでは、議第80号及び議第89号につきまして、続けてご説明申し上げたいと思います。

まず、議第80号でございます。平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。これにつきましては、先ほどの案件と同じく、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

まず、1ページをお願いいたします。今回につきましては歳出のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額の増減はございませんので、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費、4節共済費で3万円の追加、14節使用料及び賃借料で3万円の減額でございます。

以上でございます。

続きまして、議第89号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。これにつきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

まず、1ページをお願いいたします。これにつきましても、今回は歳出のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額の増減はございませんので、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。歳出についてでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費、2節給料で5,000円の追加、3節職員手当等で3万8,000円の追加、4節共済費で7,000円の追加、14節使用料及び賃借料で5万1,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で1,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。両議案につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

議第80号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第80号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第89号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第89号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第78号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてと、議第88号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております議第78号並びに議第88号をご説明させていただきます。

まず、議第78号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)についてでございます。1ページをお願いいたします。

1ページで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,892万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

1 款教育費、1 項学校給食費、1 目学校給食総務費、1 節報酬で236万7,000円の減額でございます。以下、4月の人事異動によります調整額でございますが、2 節給料274万7,000円の追加でございます。3 節職員手当等で80万1,000円の追加でございます。4 節共済費でございますが、67万7,000円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金で3 万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。3 ページをお願いいたします。

歳入の方でございますが、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金で166万7,000円の追加でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金22万6,000円の追加でございます。

以上で議第78号、補正予算（第2号）のご説明は終わらせていただきます。

次に、議第88号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。まず、1 ページの方でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億6,903万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の方でございます。3 ページでございます。まず、歳出の方でございます。

1 款教育費、1 項学校給食費、1 目学校給食総務費、2 節給料1 万5,000円の追加でございます。3 節職員手当等7 万7,000円の追加でございます。4 節共済費1 万5,000円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金1,000円の追加でございます。いずれも人事院勧告によります人件費の調整ということでございます。

次に、歳入の方でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金といたしまして10万8,000円の追加でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくをお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本2 議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 学校給食の方でいろんな、一般質問をさせていただいているところでございますけども、そう難しいことを聞くものでもございませぬ。

4 ページで、歳出のところですよ。学校給食運営委員会の報酬が28万円増額されてる。この部分についてなんですけども、私は本当に、9 月も今回も、学校給食のことについて今、大きな問題を抱えているということをご指摘もさせてもらってるわけですけども、この28万円増加しているのは、学校給食のことについてよく話し合わなあかんということで委員会の回数がふえたものなのか、それとも、大勢で話し合うということで人数をふやされたのか。この委員会の報酬で28万円の増額は大きいかなと思うんですけど、この辺について、市としての大きな考え方も含めて教えていただきたいと思ひます。

以上です。

**西井委員長** 西川給食センター所長。

**西川学校給食センター所長** 給食センターの西川でございます。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えしたいと思います。

当初予定しておりました委員会3回の予定は、8月で3回消化しております、その後もそれまでの経過とかこれからの方針とか、いろいろ説明する事案が生じております。そこで、また3回の委員会の追加ということで、3回分の追加をお願いしているところでございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** これはいいことやと思います。しっかりと話をさせていただく。葛城市の子どもたちのためということをお願いして、質問を終わります。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 給食のことで関連の質問でございます。市長に所見をお答えいただけたらと思います。

我が党の公明党といたしまして、給食の無償化をただいま推進しております。育ち盛りの子どもが、家庭の事情に関係なく、十分な栄養をとらせてあげれる環境を整えたいということで、党として推進をさせていただいているんですけれども、メリットといたしましては、家計の負担軽減になるということと、また徴収者の負担軽減になり、また、一番、葛城市は今、人口減少化になってる中で、子ども世代の移住、また定住がそういうようなこともあるということで、市長の無償化に対してのご所見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**西井委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今、内野副委員長のご質問の給食の無償化の件なんですけれども、そもそも学校給食法上、給食に係る経費については公費負担で、材料費が保護者負担というような内容になっております。ところが、葛城市の場合、材料費についても、もう市の方で相当な額を補填していただいております、保護者負担が全額というわけにはなっておりません。ゆくゆく完全無償化という方向に進めることは、また今後、議論の待つところだと思うんですけれども、今は全く市の方でそちらの方を進めていただけてないというわけではなくて、細かな額は、申し訳ございません。私は今日資料を持ってないのですが、数千万円の方を給食の材料費に充てていただいております。それだけのご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 今、2016年度までには大体、約60の自治体が完全無償化を進められているともお聞きいたしておりますので、今後また前向きにご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 歳出の1款教育費、4ページです。今の学校給食運営委員会報酬のその下なんですけども、嘱託委員報酬のマイナスと、さらにその下、給料で一般職の給料とありますけども、これは、嘱託の方がやめられて、かわりの方が入られたという認識でよろしいでしょうか。

西井委員長 西川給食センター所長。

西川学校給食センター所長 給食センター、西川でございます。

当初予算では、所長1名と再任用1名と嘱託1名でございましたが、今現在、4月の人事異動によりまして、所長1名と再任用2名で、嘱託がなくなったというところでございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

議第78号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第88号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第88号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてと、議第87号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました、最初に議第77号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,036万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,136万円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で3万9,000円の追加、3節職員手当等で26万1,000円の減額、4節共済費で2万6,000円、12節役務費で6万7,000円、19節負担金補助及び交付金で140万8,000円をそれぞれ追加し、一般管理費では合わせて127万9,000円を追加補正するものでございます。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料で407万9,000円、3節職員手当等で192万3,000円、4節共済費で112万5,000円、12節役務費で3万円、15節工事請負費では162万円、19節負担金補助及び交付金で30万4,000円をそれぞれ追加し、下水道建設費では合わせて908万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。歳入予算についてご説明させていただきます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰り入れで、55万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、5款1項1目繰越金では、平成28年度決算での前年度繰越金の確定により65万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、6款諸収入、1項1目雑入では、人件費負担金の減額、消費税還付金、受託事業収入の追加で915万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議第87号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,171万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で1万円、3節職員手当等で10万6,000円、4節共済費で2万1,000円、19節負担金補助及び交付金で2,000円をそれぞれ追加し、一般管理費では合わせて13万9,000円を追加補正するものです。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料で4万3,000円、3節職員手当等で14万3,000円、4節共済費で2万5,000円、19節負担金補助及び交付金で

7,000円をそれぞれ追加し、下水道建設費では合わせて21万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。歳入予算について説明させていただきます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰り入れで、32万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、6款諸収入、1項1目雑入では、人件費負担金で3万6,000円を追加補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算（第1号）、（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 議第77号の5ページ、歳出、1款総務費、1目一般管理費の中の19節負担金補助及び交付金というところで、下水道改造助成金ということで補正が140万円ですか、出ておりますが、どういうものなのかということ。それから、助成金ですから人数、1人当たり何ぼということなんでしょうけど、教えていただけませんか。

**西井委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。よろしくお願いたします。ただいまのご質問でございます。

まず、下水道改造助成金でございますが、葛城市水洗便所改造助成条例に基づき、水洗化の普及促進、環境衛生の向上を目的に、既設のくみ取り便所、これは浄化槽を含みますが、を水洗便所に改造する場合に助成金を交付するものでございます。助成の対象は、供用開始告示後3年以内に水洗便所に改造するもので、官公所、会社、その他の法人は除かれます。助成の額は、水洗便所改造1件につき5万円を助成するものでございます。なお、平成27年度から平成29年度までに限り、供用開始告示後3年経過後も助成の対象とすることができるとして、助成しているところでございます。

今回の補正でございます。当初予算におきましては、60件分、300万円を見込んでおりましたが、平成29年度の実績と見込みに基づきまして、28件分、140万円の追加をお願いし、総額を440万円にするものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** くみ取り、浄化槽の問題ですけれども、実は昨年度、民営化と申しますか、業者の方に委託ということになりまして、最近も私はある方から、私はとてもいいものと思って高い浄化槽を入れたんだけど、民営化になって料金が倍になりましたと。せっかく私は地域ののためにいい浄化槽を入れて、こんなことになってしまつてというふうなことで、大分ご意見をいただいております。また一方では、ある方は、水洗化ということで、それは協力したいが、うちはお店の下のコンクリートを断ち割つてつながなあかんと。本当はつながりたいが、

できないと。大きな浄化槽を設けてるので費用もかかるし、それがまた倍になったということで、その点についても非常に困ったことやということをおっしゃっておられました。この件につきましては、水洗化についてはこういう補助があると。しかし、水洗化しようにもできないお宅で、浄化槽を続けていかなければいけないというお宅もありまして、その一方でくみ取り費用がこんな形で上がってしまったということに対しては、本当にやるせない気持ちを持っておられる方がおられますので、この点につきましては、水洗化ということで補助があるんですけども、一方で、そういう、どうしてもできなくて浄化槽を続けていかなければいけない方についても、市民の気持ちを酌み取っていただけるような何らかの施策をしていただけたらということをお願いしまして、終わります。

以上です。

**西井委員長** 答弁はよろしい。

**谷原委員** 答弁は結構です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** お聞かせいただきたいと思います。議第77号の6ページなんですけども、2款公共下水道事業費の15節です。工事請負費162万円の内容をお聞かせいただきたいと思います。

**西井委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。よろしく願いいたします。ただいまの内野副委員長のご質問にお答えいたします。

工事請負費162万円の追加補正でございます。これは、奈良県施工の国道166号線、防災安全交付金事業道路環境整備での歩道設置工事に伴いまして、葛城市の公共汚水升の移設補償が必要となります。その移設補償工事費として162万円の追加をお願いするものでございます。また、その財源でございますが、奈良県からの受託事業収入として同額の162万円を歳入するものでございます。場所は、尺土地内、元ワークマンでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** ありがとうございます。わかりました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 単純な質問ですけども、議第77号の4ページ、歳入の6款諸収入、1目雑入のところ、説明書きのところに、消費税還付金ということ。これがどういうものなのか教えていただきたいということと、もう1つ、受託事業収入ということ。かなりの金額が上がっておりますので、どういう受託事業なのかということをお教えください。

**西井委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。ただいまの谷原委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、受託事業収入でございます。先ほど、歳出の工事請負費でご説明させていただきます。

した166号線の歩道設置関連工事に伴いまして、奈良県からの移設工事代といたしまして歳入するものでございます。

次に、消費税還付金でございますが、平成28年度の消費税の確定申告によりまして消費税額が確定し、既に中間納付した消費税額のうち、過払い額が還付されることに伴い、追加補正をお願いするものでございます。平成28年度分の消費税の確定申告額に基づきまして、平成28年度分として3回の中間納付を行っております。その額の合計が2,507万1,600円でございます。それに対しまして、平成28年度分消費税の確定申告額が1,749万4,100円となりました。その差額と還付加算金を合計いたしました額、761万4,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

議第77号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第87号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第87号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第81号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてと、議第90号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についての2議案を一

括議題といたします。

本2議案について、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、議第81号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な内容といたしましては、本年4月の人事異動に伴う人件費の補正と、台風豪雨による災害及び水質悪化に伴う取水地の原水不足の補てんのための県営水道受水費の追加をお願いするものでございます。

第2条、収益的収入及び支出では、支出の第1款、第1項営業費用で1,780万円を増額いたしまして、水道事業費用の総額を6億8,532万2,000円にするものでございます。ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費9,030万9,000円を8,280万9,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。今回、収益的収入の補正はございません。

次に、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、1節給料で25万円減額、2節手当で9万円、6節法定福利費で2万5,000円、34節受水費で2,530万円増額するものでございます。また、2目配水給水費では、2節手当9万5,000円、3節賞与引当金繰入額1万円、6節法定福利費で17万円をそれぞれ増額するもので、次の受託工事費では、1節給料で12万円、2節手当で8万5,000円、3節賞与引当金繰入額で5万円、6節法定福利費で9万円増額するものでございます。

4目総掛かり費では、1節給料で360万円、2節手当で218万5,000円、3節賞与引当金繰入額で40万円、6節法定福利費で180万円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、議第90号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

第2条、収益的収入及び支出では、支出の第1款、第1項営業費用で20万円を増額いたしまして、水道事業費用の総額を6億8,552万2,000円にするものでございます。ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費8,280万9,000円を8,300万9,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。今回、収益的収入の補正はございません。

次に、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、3節賞与引当金繰入額で1万円増額、2目配水給水費では、1節給料で2万円、2節手当で7万円、3節賞与引当金繰入額で3万円、6節法定福利費で2万円をそれぞれ増額するもの

で、次の受託工事費では、1節給料で1万円、2節手当で3万円、3節賞与引当金繰入額で1万円増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計補正予算（第1号）、（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** それでは、議第81号、支出の中でほとんど人事異動に関係するものですが、1つ、原水不足に伴う増額というものがございます。これにつきましては、10月の台風の影響で中戸の新池が崩れたというところであろうかと思うんですけども、この辺を詳しく教えていただきたい。こういう災害で水道事業に影響を与えるというのは、余り今まで、そうたびたびあるものでもございませんので、この際ですけども、新池そのものが、葛城市の大体どれぐらいの給水をしているのか、また、これは補正として受水費の増額を計上されておりますが、工事完了に及ぶまでどれぐらいの期間を見込まれておられるのか、あとは、あれだけ崩れている中で、これから池としての補修工事をされると思いますが、給水管とか、水道に関する工事関係は全然出てないわけで、それはなかったのか。そういう、大きく私は3点言ったつもりなんですけども、お答えいただきたいと思います。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課の福森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず受水費の件でございますが、台風22号の影響により、11月以降の分が原水不足ということになりまして、平成27年、平成28年の原水取水量として、平成27年につきましては13万トン、平成28年につきましては10万トンを取水しておりましたので、その分が不足することになりまして、不測の事態を考慮しまして、平成27年の13万トン、月に直しまして2万6,000トンに予備1万トン、合わせて月3万6,000トン、5ヶ月分合計18万トンの原水不足を想定いたしまして、その分の単価としまして、県水単価130円に消費税をかけさせていただきますまして、約2,530万円の補正をするものであります。

続きまして、中戸新池の工事につきまして、この工事の主体自体は農林課になっておりますので、一応、農林課から問い合わせした事項によりましては、来年2月から工事が入りまして、5月に完了することはお聞きしてはおりますけども、その後の取水につきましては、もちろん田植え時期のことがありますので、地元と協議、調整がありますので、現時点ではどれぐらい取水できるのかは答える状況にはありません。

それから、3つ目ですけども、中戸新池の工事の関係ですけども、直接取水をしているだけですので、ポンプとか、中戸新池の導水管とかには被害が出ておりませんので、今回の補正につきましては、工事費とかは計上いたしてはおりません。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 中戸のことについては、よくわかりました。わからない部分はわからないということでお答えもいただいたわけでございますけども、しかし、葛城市そのものが災害に遭ったというのは事実であります。2回目、お尋ねしたいのは、新池にどれだけ依存してるのかということですけども、ほかの池でも、取水されてる池があると思います。中戸新池がああいう形になってしまうと、県水に頼らなければいけないと思いますが他の池から持ってくるという、そういうことは不可能ですか。中戸がだめならほかからできるという、そういうことはできないわけでしょうか。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課の福森と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの藤井本委員のご質問ですけども、新庄浄水場で水をつくっている分を中戸新池から取水しております。今現在は、中戸以外の大字山口地区と大字寺口地区の方で、地元の協力によって取水させていただいておりますので、県水受水はなるべく控えて受水はさせていただいております。中戸新池の受水につきましては、年によって変わってきますけど、年間約50万トンから60万トンを取水しておりますけども、これがほとんど夏場、農繁期の時期になります。だから、そういう時期になりますと、山口地区、それから寺口、もちろんその他の地区も、なかなか余剰水を、田畑が優先になりますので、分けていただけないということです。来年度につきましては、その不足する分の予算を計上する予定にしております。以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

議第81号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第90号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第90号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

西井委員長 早朝より委員の皆さん方、慎重審議をしてもらいまして、付託された案件は全部済んだわけでございます。また、皆さん方、いろんな形でいろんな協議をしながら進めてまいりましたこと、十分な審議がされたのではないかということで、ご協力に対して感謝いたします。どうもありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚